

業庫第62号(例)

2020年9月30日

預 金 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行預金取扱手続」の一部改正に関する件

新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けて、窓口での書面授受の削減を図る観点から、統轄店宛て報告の一部を原則として電子メールまたはファクシミリによることとし、これに伴い、標記規程(昭和39年11月17日付国丙第165号)の一部を別紙のとおり改正し、2020年10月1日から実施することとしました。

また、同日より、該当帳票への押印を不要としますので通知します(この点に関する規程整備は追って実施します)。

つきましては、貴店の実務上の準備が整った時点で、報告方法を切り替えていただければと思います(この間の報告につきましても押印は不要です)。送付先など詳細については、統轄店にお問い合わせください。なお、電子メールまたはファクシミリによる送付後の原本の保管や、日本銀行への郵送は不要です。

以 上

「日本銀行預金取扱手続」中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 日本銀行から、資金の受払に関し必要とする資料を求められたときは、国庫金受払等報告表（書式第6号）を電子メールまたはファクシミリで送付することにより、日本銀行に報告する^(注)。

(注) 国庫金受払等報告表は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 計表

毎日、前記2. (1) の受払について日本銀行預金収支毎日報告表（書式第4号）を作成するとともに、国庫金および国庫送金の受払について国庫金内訳書（書式第5号）および国庫送金内訳書（書式第5号）を作成添付して、電子メールまたはファクシミリにより、日本銀行に送付する^{(注1)(注2)}(注3)。

(注1) 略（不変）

(注2) やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。

(注3) 日本銀行預金収支毎日報告表、国庫金内訳書および国庫送金内訳書は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

○ 書式第4号中、「日本産業規格A列5」を「日本産業規格A列4またはA列5」に改める。